

役員報酬等の支給の基準

制定 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、学校法人柏専学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 役員報酬等とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人柏専学院給与規程に基づくものを含まない。
3. 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員については、役員報酬等は支給しない。

1. 理事長、理事、監事については、報酬、退任慰労金
2. 常務理事については、報酬、手当、退任慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める。

1. 報酬 別表第1に定める額
2. 手当 別表第2に定める算式により算出される額
3. 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

1. 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
2. 手当 毎年6月及び12月
3. 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内

2 報酬等は、本人の同意を得れば、その年額を9月及び3月の2回に分けて支給することができる。

(費用)

第6条 役員には、別に定める学校法人柏専学院旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この基準は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1 (役員報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 1,020,000円 (月額 85,000円)
常務理事	年額 2,760,000円 (月額230,000円)
理事	年額 300,000円 (月額 25,000円)
監事	年額 104,400円 (月額 8,700円)

別表第2（手当）

6月の期末手当	「一般職の職員給与等に関する法律」第19条の4及び「人事院規則」9-40を準用する。
12月の期末手当	

別表第3（役員（役員）の退任慰労金算定式）

通算在職期間	理 事	監 事
通算2年未満	25,000円	12,000円
通算2年以上 5年未満	50,000円	25,000円
通算5年以上 10年未満	100,000円	50,000円
通算10年以上 15年未満	150,000円	75,000円
通算15年以上	200,000円	100,000円

- 1 理事長経験者には、理事長在任年数に20,000円を乗じた額を加算する。
その期間計算は、6月未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、6月以上の端数を生じたときは、これを1年とする。
- 2 在任期間において2以上の職が重複する場合は、上位の金額を適用する。